

2021年1月29日

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス  
 （コード：2362 JASDAQ）  
 代表者名：代表取締役社長 佐藤 大央  
 問合せ先：取締役管理本部長 藤井 由康  
 （TEL：03-6859-5719）

## 募集新株予約権（業績連動型新株予約権）行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、2020年11月20日開催の取締役会により2021年2月8日を割当日として発行を決議した第14回新株予約権及び第15回新株予約権（詳細については当社の2020年11月20日付け「募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ」をご覧ください。以下、それぞれ「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といいます。）の行使条件を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社が本日別途公表いたしました「株式会社夢真ホールディングスと株式会社ビーネックスグループの合併契約締結に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）のとおり、当社は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ビーネックスグループ（以下「ビーネックスグループ」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）の実施を予定しているところ、これに伴い、本合併の効力発生日（2021年4月1日の予定）において、第14回新株予約権及び第15回新株予約権は消滅し、それぞれの新株予約権者に対しては、ビーネックスグループから第14回新株予約権及び第15回新株予約権の内容及び本合併比率を考慮して、各新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整した実質的に同一の条件となる新株予約権を割当て交付する予定です。このことを踏まえ、新株予約権の行使条件を本合併の実施を見越した合理的な内容に変更する観点から、割当日に先立ち、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の行使条件を変更するものです。

#### 2. 変更の内容

（下線は追加・変更又は削除部分であります）

##### (1) 第14回新株予約権

変更前	変更後
(6) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、 <u>2021年9月期乃至2023年9月期の各年度において、</u> 下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約	(6) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲

<p>権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。</p> <p>(a) <u>2021年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額5,800百万円を超過且つ退職率が26.8%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(b) <u>2022年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額が6,200百万円を超過且つ退職率が26.2%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(c) <u>2023年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額が7,000百万円を超過且つ退職率が25.8%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>なお、<u>建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。<u>なお、以下では、当社の建設技術者派遣及び付随事業のセグメントに2021年3月末時点において帰属する企業及び事業に係る営業利益、並びに2021年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「建設系セグメント利益」という。</u></p> <p>(a) <u>当社の第43期第2四半期報告書（2020年10月～2021年3月）における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021年4月～2021年9月の建設系セグメント利益の額の合計額が5,800百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.8%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(b) <u>2021年10月～2022年9月の建設系セグメント利益の額が6,200百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.2%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>(c) <u>2022年10月～2023年9月の建設系セグメント利益の額が7,000百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が25.8%以下の場合</u> 本新株予約権の1/3行使可能</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>
---	--

(2) 第15回新株予約権

変更前	変更後
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、</p>

2021年9月期乃至2024年9月期の各年度において、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。

(a) 2021年9月期及び2022年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益合計の額が1,800百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

(b) 2023年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

(c) 2024年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

なお、エンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(以下省略)

下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。なお、以下では、当社のエンジニア派遣及び付随事業のセグメントに2021年3月末時点において帰属する企業及び事業に係る営業利益、並びに2021年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益（但し、2021年3月末時点において株式会社ビーネックグループ及びその子会社に含まれる企業及び事業に係る営業利益は除く。）について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。

(a) 当社の第43期第2四半期報告書（2020年10月～2021年3月）におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021年4月～2021年9月のエンジニア系セグメント利益の額の合計額が1,800百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

(b) 2022年10月～2023年9月のエンジニア系セグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合  
本新株予約権の1/3行使可能

(c) 2023年10月～2024年9月のエンジニア系セグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合  
本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(以下省略)